最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年四月二十六日

最高裁判所

刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第三十八号中「第三十五号」を「第三十六号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第二号

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年四月二十六日

最高裁判所

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則（平成二十六年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の項中「第百三条第一項」を「第百四条第一項」に、同表協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、同表不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の項中「第六十条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同表保険業法（平成七年法律第百五号）の項の次に次のように加える。

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第百三条第一項及び第二項

附　則

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日から施行する。ただし、別表農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

省令

○法務省令第二十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十六日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（上陸の申請） **第五条**　法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七条第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。 一　氏名 二　生年月日 三　住居の所在地 四　上陸の目的 五　乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名 六　本邦に滞在する期間 七　本邦における連絡先 八　法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に関し入国審査官が申告を求める事項	（上陸の申請） **第五条**　法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。第七条第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］